

平成21年2月定例会

長 崎 県 議 会 会 議 録

〇30番(野口健司君)

ただいま、質疑の中でお話がありましたとおり、最低制限価格を85%のラインを90%に上げられた。これは景気浮揚対策、経済活性化という意味において、非常にご英断があつての一つの結論であつたろうということで、大変高く評価をいたしておるところです。

最低制限価格が5%上がるということは、平均落札率が5%上がるということになります。

したがいまして、平たく言うならば、1,000億円の規模で、今年度予算はそうですけれども、公共事業を発注した場合に、総受注総額、受注総額が落札額ベースで850億円になるか、900億円になるかという単純な計算が成り立つ。そうすると、この50億円という額は、途方もなく大きいものであつて、これがあまねく建設関係業界に流れるということでありますから、非常にこれは大変な英断であると同時に、それなりの英断にふさわしい効果が出るということで、私も大変評価をいたしておるところでございます。

その上に立って、私からここで新たな提案をさせていただきたい。といいますのは、今の入札制度はどうなっているかといいますと、1億円以上の工事については、まず一般競争入札で90%の最低制限価格を目指してみんなが入札をします。ところが、そこで落札者は決まりませんよね。そこから下限0.5%、上限0.5%、いわゆる90%をはさんで1%の枠内に入った業者というものがまず抽出をされます。そして、そこに総合評価制度というものが加算点数として加わって、最終的には落札者を決めるようになっている

総合評価制度の加点数のあり方についても、今後、大幅に検討が加えられて、改正されているから、それは大いに結構だと判断いたします。

問題は、その1%の幅の問題なんです。というのは、もう一回繰り返しますが、今、最低制限価格の90%を真ん中にして、下に0.5%、上に0.5%ですよ。ということは1%の帯があるわけですね。であるならば、この帯を90%から91%の1%の帯にできないかという提案なんです。

そもそも、言葉の使い方からしても、最低制限価格というのは、それから下に入札したら失格しますよ、適正な工事ができませんよ、そういったものの判断の中で最低制限価格は決められている。しかしながら、その入札のみにおいて、落札者が決まらないということから、帯が引いてあるんですが、その帯の幅が、要は最低制限価格よりも下0.5%に引かれているんですよ。だったら、そういう考え方をするならば、90%から91%のこの1%の帯にして、その中に入札した会社に総合評価で加点して、落札者を決めても何ら不思議ではない。

不思議でないどころか、私の提案の方が言葉の使い方、意味合い等々考えても、至極当たり前であると、私はそう思っております。それによって1,000億円ということをベースにすると、プラス5億円。ざっき言ったように最低制限価格が上がったので50億円。私の案にすると5億円分、いわゆる落札金額が上昇します。これも景気対策。やるおつもりはないか、お尋ねします。

○議長(三好徳明君) 土木部長。

○土木部長(桑原徹郎君) 議員ご指摘のとおり、入札に当たっては、ランダム化ということを実行しておりますので、最低制限価格についてもプラス・マイナス0.5%ということで、これまで上に0.5%、下に0.5%ということで運用してまいりました。

今回、最低制限価格の見直しを行いましたが、それについても、まだ90%プラス・マイナス0.5%でございます。この件については、関係業界等の意見を聞きながら取り組んでまいります。(発言する者あり)